

## 支援を受けるためには(その1)

### 「活用可能な地域資源として指定されていること」

- 地域の特産物である農林水産物又は鉱工業品、あるいは地域の観光資源として相当程度認識されているもので国(6大臣)の認定を受けた品目
- 指定された鉱工業品の場合はその生産に係る技術も活用可能な地域資源  
(例:「自動車部品」⇒板金プレス、めっき、塗装、射出成形、金型……etc.)

### 「地域活性化につながる取り組みであること」

- 指定された地域資源を活用するための活動拠点が当該指定地域内に存在する  
(近い将来に生産拠点を設ける計画があるなど存在を明確化できる場合はOK)
- 地域内の同業者、関連業者、業界団体、行政など地域の力を結集した取り組みであり、国が支援することの必要性が高いもの

### 「需要開拓の可能性があること」

- 単なるアイデア段階のもではなく、市場やニーズなどがある程度想定できるもの
- 既存の類似商品等との差別化が図れる新たな発想が見られ、地域の中小企業者等に対して新たな視点を提示するもの
- 継続的に事業を実施する目標等が想定されているもの

## 支援を受けるためには(その2)

### 「身近な支援機関に相談を」

- 全国10カ所の中小企業基盤整備機構の各支部にマーケティングの専門家をマネージャーとして配置(関東経済局管内では虎ノ門の中小機構関東支部)
- 中小企業支援ネットワークアドバイザーによる支援
- 各都県毎に、商工会、商工会議所、中央会など商工団体等や地域金融機関との連携のもとサポート
- 政府系金融機関(政策金融公庫、商工中金)の各支店における相談支援ほか

### 「その他の各種制度支援の有効活用を」

- 地域資源活用プログラムでは、国の認定を受けなくても活用できる施策を用意
- 各都県独自の関連支援施策や「地域活性化ファンド」を活用した支援を用意
- 6省連携の下推進する各種施策を有効に活用した取り組み  
(例:6次産業化推進整備事業……等々)

※注意:同じ事業内容での国からの重複支援は受けられません